

大空町に^で移住

移住支援金制度
を使って大空町へ
移住しよう！



大空町観光大使 モーろっぴー



世帯

100万円

18歳未満の世帯員1人につき

最大 **100** 万円ずつ
加算されます！

单身

60万円

令和4年4月1日以降に東京圏から移住された方、これから移住予定の方へ、移住支援金のご案内です。

移住支援金制度とは、東京圏から北海道に移住し就職又は起業した方を支援する制度です。

移住支援金は定額・一括で交付いたします。特に用途は定められていない為、移住された方々にご自由にお使いいただくことができます。後日の清算も使途の報告も不要です。交付決定後、申請いただいた金融機関口座へ3か月以内にお振込みいたします。

移住支援金の概要

■移住支援金額

世帯の場合… **100**万円 ^{+加算}
※1

单身の場合… **60**万円

■対象となる主な要件

- 5年以上東京23区に在住又は通勤していた方、あるいは東京圏^{※2}に在住し移住する3か月前の時点において、連続して5年以上東京23区へ通勤をしていた方
- 大空町内へ移住した方
- 次のいずれかの就業要件を満たす方

- 北海道マッチングサイト掲載企業に就業した方
- 北海道の企業支援事業を受けて起業した方
- 自らの意思でテレワーク移住し、東京23区内での仕事を継続する方

18歳未満の世帯員がいる場合
さらに支援金額が加算されます

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに移住された世帯…1人につき**30**万円ずつ加算
- 令和5年4月1日以降に移住された世帯…1人につき**100**万円ずつ加算

※1 原則として、住民票の世帯人数により判断します。申請者を含む2人以上の世帯員が移住元及び移住先において、同一世帯に属している必要があります。

※2 東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（条件不利地域を除く） 条件不利地域については、大空町ホームページをご確認ください。

■申請方法

・STEP① 予備登録申請

移住支援金の申請を予定している方は、移住支援金対象法人に就業後1か月以内（就業後1か月以内に、起業およびテレワーク移住する場合は転入後1か月以内）に、移住支援金交付予備登録書を提出してください。

・STEP② 本申請

大空町に転入後3か月以上1年以内かつ、下記の就業要件ごとの条件に沿って、**必要な書類**を提出してください。^{※3}

- 移住支援金交付申請書
- 就職先の就業証明書
- 振込先口座登録依頼書
- 写真付き身分証明書の写し
- その他要件により必要な書類

就業要件	就業の場合	起業の場合	テレワークの場合
条件	就業後3か月経過後	起業支援金交付決定後1年以内	転入後1年以内

・申請の流れ



大空町ホームページ



マッチングサイト

お問い合わせ

大空町役場 移住・定住支援室 ☎0152-74-2111

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 ☎011-251-3896

詳しい内容は、ホームページでも確認できます。